

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

保険料軽減措置と保険料の仮徴収

平成21年度の 保険料軽減措置

平成21年度の保険料軽減措置が決まりましたので、具体的な内容についてお知らせします。



長寿医療制度の保険料の計算方法は、一人ひとりにかかる「均等割額（39,093円）」と、前年の所得に応じた「所得割額（所得割率7・19%）」の合計額となります。均等割額と所得割率は、2年ごとに改定されますので、平成21年度は平成20年度と変わりません。

平成20年中の所得により計算した平成21年度保険料額は、7月中旬にお知らせする予定です。

●所得の低い方の軽減

・均等割

同一世帯内の長寿医療制度の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が、下表の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

このうち、均等割額が7割軽減される世帯（基準額が33万円以下）の方で、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合、平成21年度以降は、9割軽減されます。

・所得割

所得割を負担する方のうち、所得割額の算定対象所得（総所得金額等）33万円が58万円（年金収入のみ）の場合は、211万円）以下の方は、

平成21年度以降も5割軽減されます。



〈均等割の軽減割合〉

基準額	軽減割合		
	平成20年度	平成21年度	
33万円	8.5割	被保険者全員が年金収入 80万円以下(その他各種所 得がない)	9 割
		上記以外	7 割
33万円＋24万5千円×被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)	5 割		
33万円＋35万円×被保険者数	2 割		
※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減を判定します。			

〈被扶養者だった方の軽減〉

年度	平成20年度		平成21年度
所得割額	負担なし		負担なし
均等割額	負担なし	9割軽減	9割軽減
		1,954円(年額)	3,909円(年額)
平成20年4月		10月	平成21年4月
			平成22年4月
…実際の保険料負担部分			

●被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前に、会社の健康保険などの被用者保険（国民健康保険や国民健康保険組合）は対象となりません。の被扶養者だった方は、制度加入時から2年間に限り、所得割はかからず、均等割額が5割軽減されます。

ただし、平成21年度は特例として1年間、均等割額が9割軽減されます。

4月以降分の 保険料の仮徴収 （年金からの天引き）

4月から平成21年度の保険料の仮徴収が始まります。

▽対象 平成21年2月分の年金天引該当者のうち、納付方法の変更の申し出（口座振替への変更）をしていない方

▽天引月 4、6、8月の各年金振込月

▽天引金額 いずれの月も2月天引分と同額

なお、平成21年度の保険料は、7月に正式決定し、9月以降、年間合計金額から仮徴収済額を差し引きした額を納付することになります（その際の納付方法は、決定通知書でお知らせします）。

現在、口座振替、納付書納付の方、および年金天引きであったが、前年12月までに年額が納付済みの方は、正式決定後、7月から納付することになります。

《問合せ》市民課国保医療係
☎21-9061または兵庫
県後期高齢者医療広域連合
事務局
☎078-32612021

国民年金からのお知らせ

こんなときには手続きを

国民年金は、国内在住の20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

手続きを忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受け取れない場合があります。

次のような方は、手続きください。



●20歳になったとき

農業、自営業、学生、無職、勤めていても厚生年金保険に加入していない方

●会社を退職したとき

・60歳になる前に、会社などを退職した方

・退職後に国民年金被保険者の配偶者となった方

※会社などを退職しても、会社員や公務員の配偶者の扶養になったときは、配偶者の勤務先で手続きをします。

●被扶養配偶者で

なくなったとき

・配偶者が会社などを退職した方

・収入が増え、年収130万円以上になった方

・雇用保険の受給を開始した方

▽手続き 次のものを持参の上、市民課または各総合支所市民生活課で手続きください。

・20歳になったとき：社会保障事務所から届いた資格取得届・印鑑

・その他のとき：年金手帳・印鑑・厚生年金等資格喪失証明書または辞令など

学生納付特例を引き続き受ける方は手続きを

平成20年度学生納付特例の認定を平成21年2月20日までに受けた方に、平成21年度学生納付特例申請書（はがき形式）が4月初旬に届きますので、申請書に必要事項を記入の上、郵送ください。

4月中旬になっても申請書が届かない方は、在学証明書または学生証の写し（両



面）印鑑・年金手帳を持参の上、申請ください。

ねんきん特別便が届いていますが

ねんきん特別便が届いていない方は、住所変更が原因と思われるので、豊岡社会保険事務所に問い合わせください。

なお、「ねんきん特別便」の回答をまだ提出していない方は、順次「回答のお願い」はがきが届きます。「ねんきん特別便」をお持ちの方は、内容をよく確認の上、郵送ください。紛失した方などは、豊岡社会保険事務所に問い合わせください。

付加年金に加入しませんか

年金は、老後の大切な生活資金になるほか、介護保険料や後期高齢者医療保険料（口座振替で納付も可）が天引きされます。国民年金保険料は、納められるときに納めていただき、少しでも年金額を増や

すことが、将来、年金を確実に受け取るために重要です。平成21年度の老齢基礎年金は、40年間納めた場合、満額の792,100円です。

老後により多くの年金を受けたいと思う方のために「付加年金制度」



があります。毎月の国民年金保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が一生涯上乘せされて受け取ることができる。

国民年金保険料の免除を受けている方や国民年金基金へ加入している方は、付加年金への加入はできません。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。2年間受給すると、支払った額と同額になるため大変お得です。

付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た翌月から支給されます。老齢基礎年金を65歳までに繰り上げ受給または66歳以後に繰り下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額となります。

豊岡社会保険事務所からののお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。

なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

●4月11日（土）は

午前9時30分～午後4時

●4月6日（月）・13日（月）・20日（月）・27日（月）は

午前8時30分～午後7時

●電話での問合せ

ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

・IP電話・PHS

☎03・6700・1165

●年金個人情報サービス

社会保険庁

ホームページアドレス

<http://www.sia.go.jp>

《問合せ》

・豊岡社会保険事務所

☎22・0945

・市民課市民係

☎21・9015または各総合支所市民生活課